

# 橋本商工会館（5階）使用規則

## （目的）

第1条 この規則は、橋本商工会議所が管理・運営する橋本商工会館5階の各室の使用について、必要な事項を定めるものとする。

## （申込手続）

第2条 使用申込及び手続きは、所定の申込書に記入し、橋本商工会議所に提出することを要する。

- (1) 申込受付時間は 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時より午後5時までとする。
- (2) 使用については 当所指定日を除く午前9時より午後9時までとする。但し準備撤去等の作業時間も含まれる。
- (3) 使用料金は別表のとおりとする。
- (4) 申込受付は、1年以内の使用可能日とする。
- (5) 申込書は、2週間前までに提出する。

## （使用の責任）

第3条 会館の諸設備・備品等を汚損又は破損したときは、その費用は使用者の全額負担とする。

## （使用制限）

第4条 次の項目に該当するときは、使用を制限し又は許可しない。

- (1) 建物又は付属設備若しくは備品を損傷し又は滅失する恐れがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風土を乱すおそれがあるとき。
- (3) 反社会的活動を行う恐れがある組織の利益になると認めたとき。
- (4) 許可の受けた目的以外に使用し、又は使用しようとするとき。
- (5) 使用の権利を、他人に譲渡したり、転貸したとき。
- (6) 入場料徴収及び展示会等の使用は会員のみとし、事前に内容を届けるものとする。
- (7) 共用スペースを不当に使用、占有、確保する行為。
- (8) 騒音・臭い等、他の会議室利用者に迷惑を及ぼす行為。
- (9) 飲み物の持ち込みを禁止します。（但し、ゴミの持ち帰りを条件にペットボトル、マイボトルは可とする）。
- (10) 食べ物の持ち込みを禁止します。（但し、ラポールはしもとで注文したものは可とする）。
- (11) 会議室使用中の物品販売を禁止します。

## （予約の取消）

第5条 予約取消の場合は使用日より、貸室料金の20%、3日前30%、前日80%、当日100%の違約金を徴収する。尚付属設備・備品については設営準備の関係上前日より全額を徴収する。

(管理責任)

第6条 展示物及び、会場で使用するため搬入した物品の保全は借主でおこなう。  
盜難・破損等について当所は責任を負わない。

(使用料金)

第7条 使用料金は、会員・会員以外において料金を定める。  
(1) 使用目的が、会議以外の場合は、別途協議する。  
(2) 入場料徴収及び、展示会等の場合、特別使用料を定める。  
(3) 使用料金については、原則、請求日後1か月以内に支払うものとする。

(割増料金)

第8条 割増料金については、次表のとおりとする。

項目	割増率
1. 時間延長による。1時間毎に(申込時間帯の)	50%

(付属設備使用料)

第9条 橋本商工会館付属設備の使用料については、次表のとおりとする。

(消費税込)

品名	単位	料金	品名	単位	料金
マイク	1式	3,300	司会台	1台	1,100
ホワイトボード	1枚	550			
スクリーン	1台	1,100			
プロジェクター	1台	1,100			
DVDデッキ	1台	1,100			
演台	1台	1,100			

尚 その他の物品については別途協議する。

追加で使用したい備品が発生した場合は、橋本商工会議所事務局に届け出るものとする。

(違約金)

第10条 申請していない備品を無断使用した場合は、違約金として10,000円を加算して徴収します。

なお、規則に反する行為を発見した場合は、直ちに使用を中止し、今後の使用も禁ずる場合がある。

第12条 上記規則以外のことは、別途協議する。

第13条 この規則の改廃は役員会にておこなう。

制定 令和 2年 4月 1日  
改定 令和 8年 4月 1日